（独立行政法人国民生活センター法の一部改正）

第三十一条　独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「処分」の下に「又はその不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立て」を「審査請求」に改める。

（食品表示法の一部改正）

第三十二条　食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「（再審査請求等）」に改め、同条中「第一号法定受託事務」の下に「（次項において単に「第一号法定受託事務」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　保健所を設置する市又は特別区の長が前条第五項の規定によりその行うこととされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、内閣総理大臣に対して再々審査請求をすることができる。

第四章　総務省関係

（恩給法の一部改正）

第三十三条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「異議申立ニ関スル行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十五条」を「審査請求ニ関スル行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改め、「以内」を削り、同条第二項を次のように改める。

行政不服審査法第十八条第二項ノ規定ハ前項ノ審査請求ニ関シテハ之ヲ適用セズ

第十五条中「第十三条第一項ノ異議申立ノ決定」を「恩給ニ関スル行政上ノ処分又ハ其ノ不作為ニ関スル審査請求ノ裁決」に改める。

第十五条ノ二を削る。

（地方自治法の一部改正）

第三十四条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百四十三条第三項中「不服がある者」を「ついての審査請求」に、「審査請求をすることができる」を「対してするものとする」に改め、同条第四項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条第一項本文」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改め、「以内」を削る。

第二百六条第三項中「及び前項に規定する機関」を削り、「第一項の」を「第二百三条から第二百四条まで又は前条の規定による」に、「処分庁の直近上級行政庁」を「当該機関の最上級行政庁」に改め、同条第四項中「第一項」を「前項」に改め、「異議申立て又は」及び「（同項に規定する審査請求を除く。）」を削り、同条第一項、第二項及び第六項を削る。

第二百二十九条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項に規定する機関」を「普通地方公共団体の長」に、「処分庁の直近上級行政庁」を「当該機関の最上級行政庁」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「前項の」を「分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する」に改め、「又は異議申立て」を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項中「第四項」を「第二項」に改め、「又は異議申立て」及び「又は決定」を削り、「第三項」を「同項」に改め、同項を同条第四項とする。

第二百三十一条の三第五項中「前四項」を「前各項」に、「処分庁の直近上級行政庁」を「当該機関の最上級行政庁」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　第三項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例により行う処分についての審査請求については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条の四の規定を準用する。

第二百三十一条の三第七項中「又は異議申立て」を削り、同条第九項中「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。

第二百三十八条の七の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「及び委員会」を削り、「処分庁の直近上級行政庁」を「当該機関の最上級行政庁」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「異議申立て又は」及び「（第一項に規定する審査請求を除く。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を削る。

第二百四十条第四項第一号中「（昭和二十五年法律第二百二十六号）」を削る。

第二百四十三条の二第十項を削り、同条第十一項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第十項の規定による異議申立て」を「第三項の規定による処分についての審査請求」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とする。

第二百四十四条の四の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「及び前項に規定する機関」を削り、「処分庁の直近上級行政庁」を「当該機関の最上級行政庁」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「異議申立て又は」及び「（第一項に規定する審査請求を除く。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第五項を同条第三項とし、同条第六項を削る。

第二百四十五条第三号中「、異議申立て」を削る。

第二百五十一条第一項中「この法律の規定による」を「第百四十三条第三項（第百八十条の五第八項及び第百八十四条第二項において準用する場合を含む。）の」に、「、再審査請求」を「又はこの法律の規定による」に、「又は審決の申請」を「若しくは審決の再請」に改め、同条第三項第六号中「第二百五十五条の五」を「第二百五十五条の五第一項」に改め、「、再審査請求」を削り、同項第七号中「第二百五十五条の五」を「第二百五十五条の五第一項」に改め、「若しくは再審査請求」を削る。

第二百五十二条の十七の四第四項中「第二百五十五条の二の規定による」を「第二百五十五条の二第一項の」に改め、同条に次の三項を加える。

5　市町村長が第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服がある者は、再々審査請求をすることができる。この場合において、再々審査請求は、当該処分に係る再審査請求若しくは審査請求の裁決又は当該処分を対象として、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対してするものとする。

6　前項の再々審査請求については、行政不服審査法第四章の規定を準用する。

7　前項において準用する行政不服審査法の規定に基づく処分及びその不作為については、行政不服審査法第二条及び第三条の規定は、適用しない。

第二百五十五条の二中「他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、」を削り、「処分又は不作為に不服のある者」を「次の各号に掲げる処分及びその不作為についての審査請求」に、「次の各号に掲げる区分に応じ」を「他の法律に特別の定めがある場合を除くほか」に、「、行政不服審査法による審査請求をすることができる」を「するものとする」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、不作為についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該各号に定める者に代えて、当該不作為に係る執行機関に対してすることもできる。